

平成31年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨
第四期入試 憲法

【出題趣旨】

いわゆる麴町中学校内申書事件を踏まえて、中学生の人権享有主体性（思想の自由、表現の自由、プライバシー権）についての知識や思考を問う問題である。問題となっているのはどれも重要な精神的自由なので、人権の趣旨や保障範囲、制約について、しっかりと論じた上で、その制約が許されるのかどうかを考えて欲しい。

【採点基準】

- ・人権享有主体について論じられているか（子ども、中学生）。
- ・思想の自由について、論じることができるか。
- ・表現の自由について、論じることができるか。
- ・プライバシー権について、論じることができるか。
- ・人権制約とその正当化が可能かどうかについて、論じることができるか。
- ・以上の論点について、問題の事実を抽出・評価しながら論じることができるか。

平成31年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨
第四期入試 刑法

【出題趣旨】

第1 甲の罪責について 【計55点】

1 Xに対する傷害罪の共同正犯について (7点)

・実行共同正犯が成立する事は明らかであることから、端的に論じること。

2 Xに対する殺人罪について (計22点)

(1) 殺人の実行行為について

・甲と乙はXへの傷害を共謀したが、甲はXに対し殺意をもって同人をナイフで刺している。殺人の実行行為があることは明らかである(4点)。

(2) 因果関係について

・しかし、甲の行為の後に、Yの過失行為が介在し、Xの出血多量死に繋がっていることからXの死亡について、甲の行為に帰属できるかが問題となる。因果関係の判断基準を示し、適切にあてはめることが求められる(18点)。

・なお、甲に殺人の単独正犯が成立する場合には、乙との共同正犯の成立範囲について配慮する必要がある。

3 Yに対する殺人罪について (計26点)

(1) 構成要件該当性について

・甲は、殺意を持ってYを殺害しているので、構成要件該当性があることは明らかである(4点)。

(2) 正当防衛について

・しかし、Yが短刀で襲いかかっているので、正当防衛が成立するかが問題となる。

・本事案の場合、甲には積極的加害意思があることを認定し(4点)、かかる意思がある場合に、正当防衛のどの要件の有無が問題となるのか(急迫性か、防衛の意思か)について自己の立場を示し、適切にあてはめることが求められる(18点)。

第2 乙の罪責について 【計35点】

1 共犯関係からの離脱、解消の有無

・甲と乙はXに対する傷害を共謀したが、傷害の実行後に、甲が殺意をもってXを殺害している。甲に因果関係が肯定できる場合、甲には殺人罪が成立するが、甲による殺人の実行行為時には、乙は現場から立ち去っていることから、共犯関係の解消があるか否かが問題となる。その判断基準を示し、適切にあてはめることが求められる(17点)。

2 共犯過剰について

・離脱が認められない場合には、Xの死亡結果は乙にも帰属されるが、乙から見ると、甲の行為の結果は過剰であり、共犯の過剰の問題となる。

- ・共同正犯の本質論との関係で、異なる構成要件について共同正犯が成立するのか、また、成立しうるとしてどのような範囲で成立するのかについて判断基準を示し、適切にあてはめることが求められる（18点）。

第3 罪数 【5点】

- ・甲乙の共犯関係に配慮した処理が必要である。

第4 裁量点 【5点】

- ・上記以外でも優れた論述には加点する。

上記合計点に0.8を乗する。